

鳥取県福祉保健部指定管理候補者審査委員会(報告書) (鳥取県立障害者体育センター)

平成30年10月18日

鳥取県福祉保健部指定管理候補者審査委員会として、次のとおり鳥取県立障害者体育センターの指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の基準に基づいて選定した。

1 指定管理候補者

株式会社 TKSS (鳥取県健康スポーツ支援センター) 米子市米原八丁目11番49号
代表取締役 田中 富士夫

2 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで(5年間)

3 指定管理料の額 42,808,000円(債務負担行為額と同額)

[参考]単年度の指定管理料の額

平成31年度:8,500,000円、平成32年度以降:8,577,000円

※平成31年度実施予定の消費税増税分を加味

4 選定理由

障害者体育センターの指定管理者の指定に当たっては、2団体から応募があり、審査委員会において、選定基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

- ・障がい者の立場に立った運営、健常者との交流、積極的な施設環境点検を行う等、前向きな姿勢が評価できる。
- ・財政基盤の点で、安定した運営が期待できる。

5 公募の経緯

(1) 募集期間(要項等配布から募集締切りの日まで)

平成30年6月18日(月)から平成30年8月3日(金)まで(募集の結果、応募者無し)

(2) 再募集期間(要項等配布から募集締切りの日まで)

平成30年9月5日(水)から平成30年10月5日(金)まで

(3) 応募者(受付順)

○応募者名:株式会社 TKSS (鳥取県健康スポーツ支援センター) 代表取締役 田中 富士夫
本社所在地:米子市米原八丁目11番49号

○応募者名:株式会社風土資産研究会 代表取締役 小林 勝憲
本社所在地:鳥取市河原町渡一木265番地13

6 審査委員会の選定経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
やわたり かずひと 八渡 和仁 (委員長)	社会福祉法人和 常務理事
よしだ たかふみ 吉田 高文 (委員)	鳥取環境大学経営学部 教授
こだに まこと 小谷 誠 (委員)	小谷昇税理士事務所
ありた あいこ 有田 愛子 (委員)	鳥取県障がい者卓球協会 事務局長
みやもと のりあき 宮本 則明 (委員)	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長

(2) 開催経緯

- ア 第1回審査委員会：平成30年5月23日（水）
 指定管理者制度及び障害者体育センターの概要説明並びに募集要項・審査項目等の審議
- イ 第2回審査委員会：平成30年10月18日（木）
 面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議並びに指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

	審査基準	審査の項目	配点
1	体育センターの平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理運営の基本的な考え方の適合性 ・施設設置目的の理解 ・指定管理者を希望する理由 ・管理運営の方針	なし 必須項目
2	体育センターの効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(サービス向上策、利用促進策等) ○管理の基準 ・開館時間、休館日、利用料金等の設定 ・個人情報保護、情報の公開 ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○利用者等の要望の把握	35
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容 ○県の指定管理料の多寡	25
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○組織及び職員の配置等 ○法人等の財政基盤、経営基盤 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 ・障がい者雇用 ・男女共同参画推進企業の認定 ・ISO・TEASの認証等 ・あいサポート企業等の認定 ○当該施設の管理運営状況の実績評価	21
5	障がい者の体育活動及び社会参加活動における体育センターの優先的な利用を確保するとともに、体育センターの利用促進を図ること。 (指定手続条例第5条第4号)	○障がい者の優先利用策の妥当性 ○障がい者の利用促進策の妥当性	15
6	ネーミングライツに関すること。 (指定手続条例第5条第4号)	○ネーミングライツに係る提案	4

(4) 審査結果

審査結果(面接審査及び書類審査)

区分	株式会社TKSS (A社)	株式会社風土資産研究会 (B社)
選定基準1	—	—
選定基準2(35点)	23.8	21.0
選定基準3(25点)	11.6	10.8
選定基準4(21点)	11.2	8.0
選定基準5(15点)	9.8	8.8
選定基準6(4点)	0	0
合計(100点)	56.4	48.6

(注) 点数は、委員5名の平均点である。

主な審査項目について

○選定基準1【平等な利用を確保するのに十分なものであること】

両社とも施設の設置目的を理解しており、平等な利用を確保できるものであった。

○選定基準2【体育センターの効用を最大限に発揮させるものであること】

●施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策、利用促進等）

A社) ホスピタリティ溢れるサービスを提供し、強い組織を構築する。地域に密着し、安全で快適な施設を目指す。グラウンドをランニングの場として整備し、スポーツ以外でも活用できる場にする。

B社) 現在のサービスを引き続き提供し、利用促進のため、利用料の目標設定や利用者との意見交換会を行う。グラウンドを障がい者向けの農園として整備する。

→両社とも、グラウンドの有効活用策の具体案について高く評価された。

●管理の基準（開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開）

・両社とも現行どおりの開館時間、休館日、利用料金等の設定を提案。個人情報の保護について、A社が ISO27001 を取得しているため、評価が高かった。

開館時間：現行どおり

9：00～21：00（4～6月・7～9月（土日祝日）10月～3月）

9：00～21：30（7月～9月（火曜～金曜））

休館日：現行どおり

毎週月曜日と年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

●施設設備の維持及び衛生管理の水準

A社) 毎月環境整備点検を行い、安心安全で快適な施設環境を維持する。

B社) 定期的に見回り、障がい者が安心して利用できるよう改良を図る。

→環境整備点検を毎月行うという点でA社が高く評価された。

●事故・事件の防止措置、緊急時の対応

A社) 緊急時のフロートチャートを作成し、利用者の安全確保に最重点を置く。

B社) 危機管理マニュアルを作成し、地域との協力体制を築き、迅速な対応をする。

→B社の地域との協力体制の構築が不安との意見があり、A社の評価が高かった。

●利用者等の要望の把握

A社) 利用者からの苦情は「応援」と捉え、前向きに業務改善を図る。

B社) 常に利用者とのコミュニケーションを図り、サービス向上に繋げる。

→A社の利用者からの苦情を「応援」と捉える姿勢が評価された。

○選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

●収支計画及び見積内容

●県の指定管理料の多寡

・収支計画について、財政基盤の点でA社が高く評価された。

○選定基準4

【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

●現在の施設職員の継続雇用に関する方針。

・両社とも、引き続き雇用を希望する職員については、継続雇用する方針。

●組織及び職員の配置等

・両社の評価に大きな差はなかった。

●法人等の財政基盤、経営基盤

・B社の財政基盤を不安視する意見が多々あり、A社が高く評価された。

●関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況

- ・両社とも指導等はなかった。

●法人等の社会的責任の遂行状況

項目	A社	B社
障害者雇用	45.5 人未満の事業者であり、障害者を雇用していない。	45.5 人未満の事業者であり、障害者を雇用していない。
男女共同参画推進企業	認定なし	認定なし
ISO14001 又は TEAS I 又は TEAS II 種認証登録	登録あり	登録なし
あいサポート企業等	認定なし	認定なし

●当該施設の管理運営実績

- ・両社とも新規応募者のため評価なし。

○選定基準5【障がい者の体育活動及び社会参加活動における優先的な利用の確保及び利用促進】

●障がい者の優先利用策の妥当性

- ・両社とも障がい者の利用受付期間を一般利用者よりも長めに設定し、利用料減免についても配慮していることから、評価に大きな差はなかった。

●障がい者の利用促進策の妥当性

- ・両社ともスポーツ教室の開催や障がい者スポーツ拠点施設として利用価値を高めることに重点を置いており、評価に大きな差はなかったが、スポーツ施設の管理運営実績がある点で、A社の評価が若干高かった。

○選定基準6【ネーミングライツに係る提案】

- ・両社とも提案なし。

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日：現行どおり

- 開館時間 9：00～21：00（4～6月・7～9月（土日祝日）10月～3月）
9：00～21：30（7月～9月（火曜～金曜））
- 休館日 毎週月曜日と年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

(2) 利用料金等：現行どおり（用具、ロッカー等利用料については省略）

利用区分		使用単位	1時間料金
専用 利用	営利を目的と しない場合	入場料等(入場料その他これに 類するもの)を徴収しない時	全 面 700円
			1/2面 300円
			1/3 200円
		入場料等を徴収する時	全 面 1,400円
	営利を目的と する場合	入場料等を徴収しない時	全 面 24,500円
入場料等を徴収する時		全 面 35,000円	
一般 利用	一般、大学生又は専門学校生	1人1回	70円
	高校生以下	につき	無料(用具代のみ)

○利用料金の減免内容：現行どおり

- ①全額免除…障がい者、高齢者、要介護者等の割合が1/2以上の場合、県の福祉増進を図るための催し等
- ②一部免除(1/2)…障がい者、高齢者、要介護者の割合が1/2未満の場合
- ③障がい者等の社会参加、スポーツ活動の促進を目的とした県立施設であることを鑑み、最大限減免に配慮する。

(3) 指定管理料の額（平成31年度から平成35年度）

指定管理料総額 42,808,000円

(4) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

- 高感度、充実度、満足度を重視し、ホスピタリティ溢れるサービスを提供。
- お客様に満足いただく強い組織の構築。（規則、ルールに関する研修実施等）
- 地域に密着し、みんなから喜ばれる施設の構築。（施設内容に関する教育、周辺地域に関する知識研修の実施等）
- 安全で快適な施設であり続けるための教育の実施。（来館者対応教育、警備・防災に関する講習の実施等）
- サービス向上のための具体的手法及びその効果の検証。
- ①コミュニケーションスペースを最大限に生かす。
- ②運営マニュアルを作成し、全職員でお客様をおもてなし。
- ③年2回の施設管理・企画営業への研修の充実。
- ④サービスマインドを重視したサービス向上・改善活動。
- ⑤氷、救急用品等の様々なサービス提供。
- ⑥利用者増に向けた方策の構築。
- ⑦地域・関係団体との連携。
- ⑧地域への経済的な波及効果を高め、県内経済活動の活性化とエコロジカルな施設運営の実現。
- ⑨誰もが利用しやすい施設づくりと運営。